

審査事務規程の一部改正に係るパブリックコメントの募集について（実施結果）
ー並行輸入自動車の事前書面審査ー

平成28年6月30日

<問い合わせ先>

（独）自動車技術総合機構検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

標記について、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する当機構の回答について、以下のとおり公表いたします。

貴重なご意見をお寄せいただいた方々に御礼申し上げます。

（1）お寄せいただいたご意見

○意見募集期間 : 平成28年6月2日～6月16日（15日間）

○いただいたご意見 : 16件（項目数35件）

なお、「地方検査部の長が審査所要日数を対外的に明示すること」に関するご意見はありませんでした。

ご意見の概要	
関東検査部管内事務所における審査所要日数関係	・所要日数の統一化（7件） ・所要日数の弾力的運用（5件） ・所要日数の短縮（3件）
その他	・検査職員に関すること（8件） ・審査方法に関すること（6件） ・受検者に関すること（5件） ・第三者委員会に関すること（1件）

※ご意見については適宜整理集約して掲載しております。

※その他欄（パブリックコメントの内容に直接関係しないご意見）に対するコメントは差し控えさせていただきます。（今後の業務の参考といたします。）

（2）関東検査部管内事務所における審査所要日数関係にかかる回答

関東検査部管内事務所の四輪車の審査所要日数は、過去の審査日数実績を基に算定していたところですが、お寄せいただいたご意見も踏まえ次のとおり見直すこととします。

- ① 届出時の追加提出書面として、「保安基準に適合させるために措置した現車改善事項の詳細に関する書面」を定めます。
- ② 審査所要日数については、前記の追加書面の提出により事前書面審査に係る工数の一部を削減できることから、以下のとおりとします。

四輪車の事前書面審査における審査所要日数（単位は業務日）

事務所	対象車両	
	ニューモデル	既存モデル
関東検査部管内事務所	4日以上	2日以上

※4日又は2日で事前書面審査が完了することを確約するものではありません。

※届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間等は除きます。